ドイツ難民運動の論拠としての欧州アイデンティティ

――ヘルベルト・チャヤとその後継世代を中心に――

今野　元

1　ドイツ難民運動への注目
――欧州統合の多角的理解のために――

かつて欧州統合研究は神学のようなものであった。それは研究対象への信仰告白になっていたのである。欧州アイデンティティを掲げて主権国家の割拠を克服するというプロジェクトが、研究者を魅了したのだった。ドイツ統一直後にはこんな発言もあった。「ドイツ、あるいはヨーロッパの諸大国が「ヨーロッパの中に解消する」プロセスは、まだ予見しうる未来の日程には入っていない。しかしドイツの歴史はまた――よくみれば他の国の歴史もそうであろう――「国民意識」や「国家意識」というものも、固定的に、もはや動かないものとしてとらえられてはならないことを教えている。これが救いである」[1]。だが予てから筆者は、ナショナル・アイデンティティを悪とし、欧州アイデンティティを善とする固定観念が視野狭窄を生む傾向を問題視し、次のような点に注目してきた。（一）欧州統合は戦勝国の国益追求を一つの動機として始まったということ。欧州石炭鉄鋼共同体に先立つ国際ルール庁は、西独の早期建国に消極的なフランスを懐柔するために、その提案を米英が飲んだもので、アデナウアーはデモンタージュ緩和などの見返りも期待したが、社会民主党（ＳＰＤ）は経済主権侵害として反対だったのである[2]。ドイツ史を「普遍的価値」で診断するというのなら、いまのドイツ連邦共和国が欧州指導国になるのは歓迎してもよさそうだが、ドイツが連合国（ＵＮ：世にいう「国際連合」）安全保障理事会の常任理事国になろうとすれば、周辺国の反撥が止まらない。仏アナール派の歴史人口学者エマニュエル・トッドは、イギリスのＥＵ離脱論を擁護して曰く「早い話、自分のことを言わせてもらえば、自分の属するネイションの自律性の消滅の危機に直面している一フランス人として、もしドイツの覇権かアメリカの覇権か、どちらかを選べといわれたら、私は躊躇なくアメリカの覇権を選ぶよ。私にしてそうなのだから、イギリス人の場合、どっちを選ぶかなんて分かりきっている[3]。」西欧中心の欧州は善で、ドイツ中心の欧州が悪だというのは、単なる英仏人の民族エゴイズムであり、ドイツ人差別である。（二）欧州アイデンティティはドイツの自己主張の手段にもなるということ。ドイツは自国批判に慣れており、ドイツの

国益を直接訴えても受け入れられないことがよく分かっていて、欧州統合こそ結果的にはドイツのためになると信じる者が多い。英仏にも自国批判の契機がないわけではないが、いまも「ブリタンニアよ、大波を支配せよ」、「ブリトン人は決して奴隷にならない」と歌い、対独敵愾心を煽る国歌を用い続けている。英仏には欧州統合による主権抛棄は耐え難いので、統合の度合が高まると動きが鈍り、欧州統合を高唱するドイツに後れを取る。一九五〇年、フランスは自国政治家が構想した欧州防衛協同体案を拒否した。二〇〇〇年五月一二日、ベルリン大学でヨシュカ・フィッシャー独外相が「欧州連邦」構想を出した時、ジャン＝ピエール・シュヴェーヌマン仏内相は「ドイツ国民の神聖ローマ帝国」の再建かと反撥した。イギリスは本当にEU離脱まで実行した。（三）EUは「普遍的価値」に基づく理念共同体だというのは建前であり、また理念協同体は開放的で公正だという発想は早計だということ。確かにシリア難民問題のように、理念が先行して政治を方向付けることも、短期的にはあるが、難民問題のその後の展開や、トルコのEU加盟の難航、EUと中華人民共和国との友好、コロナ危機での国境閉鎖などを見ると、理念が欧州の政治家や民衆の心を実際どれだけ捉えているのかは疑問に思えてくる。また理念共同体の構想、例えばユルゲン・ハーバーマスのVerfassungspatriotismusというのも一種の同質化論で、そこから排除される者を生む。民族のようなエスニックな共同体とは違い、「普遍的価値」の共同体には誰でも参加できると思うのは、その理念の正しさを疑わない信奉者の自己中心主義である。仏露革命では、その理念に同意しない人々は虐殺や追放の対象となった。国籍取得試験や世俗主義体制を巡る論争が示すように、いま「普遍的価値」（ここでは男女あるいは性的志向による平等、政教分離）は移民を選別する基準ともなっている。かの「ドイツ特有の道」批判が示すように、米英仏は、絶対王政、植民地支配、先住民駆逐を交えた歴史を辿っても、自由と民主主義の母国として肯定的先入観で見られ、ドイツやロシヤ、あるいは一部の東欧諸国は、否定的先入観で見られてきたのである。（四）欧州アイデンティティは包含の論理のみならず排除の論理にもなりうること。欧州統合とは、世界史で別格の地位を占めてきたという欧州人の特権意識を抜きにしては考えられないものであり、そのアイデンティティ形成の手法は、かつてナショナリストが自国、自民族の栄光を謳い上げたのと本質的には変わらない。「アジア的価値」を許容しない現代世界で、歴史的つながりのない「普遍的価値」を共通基盤に、アジア諸国民が「東アジア共同体」を構成するのが難しいのはこのためである。

欧州統合について多角的再検討が必要ではないか――こう筆者が思っていた矢先、遠藤乾主宰の共同研究「複数のヨーロッパ」で、板橋拓己が「黒いヨーロッパ」という問題設定を行った。これは西洋の再生を掲げて欧州統合を提唱した西独初期のキリスト教保守派を扱った研究で、ヴァネッサ・コンツェらの影響を受けている。板橋曰く「ヨーロッパ統合の歴史は、単線的な進歩主義史観のみでは捉えきれない。「正史」のみに寄りかかっていたのでは、いかなる政治力学、あるいは政治理念から、ヨーロッパ統合というプロジェクトが歴史的に支えられてきたかを説明することはできないのである」[4]。この話題には、筆者も思い当たる節があった。修士論文を準備していた頃、筆者はアデナウアーや初期ブラントら西独政治家の反東方姿勢、彼らが西洋の再生を唱えていた事実に注目した。当時の筆者はこの着想を形にできなかったが、のちにドイツ近現代史研究で様々に生かした。

本論が扱うドイツ難民運動[5]は、これまで欧州統合との関連では登場

しない主体だった。この運動は、二〇世紀の敗戦で戦勝国に併合された地域のドイツ系住民が、故郷を追われて避難先のドイツ連邦共和国で展開したものである。この運動を担う「被追放民同盟」（Bund der Vertriebenen）は、西プロイセン、東プロイセン、シュレージエン、ズデーテン、バルト海地域など、出身地ごとに結成された同郷団が結集したものである。このドイツ難民運動については、本文でこのあと引用する『シュピーゲル』記事などが示すように、ナショナリズムの強硬な主張者、東欧諸国への報復を唱える平和の攪乱者という否定的イメージが先行してきた。その背景には、ドイツ人集団罪責論に基づき、ドイツ東部領土喪失をNS体制の侵略に対する当然の報いとする道義的相殺論があった。よって輝かしい営みとされた欧州統合の叙述に、被追放民同盟が出てこないのは自然な成り行きである。こうした白黒図式は、ブラント政権の新東方政策の帰結として拡大し、最近の研究にも痕跡を残している。[6]

さて筆者は、二〇一二年五月二六・二七日にニュルンベルクで行われた「ズデーテン＝ドイツ人大会」を見学した。バイエルンには敗戦時、「ズデーテン＝ドイツ人」と総称されたドイツ系住民がチェコスロヴァキアから多く流入し、近年では当事者あるいはその子孫（SDJ）がアウクスブルクかニュルンベルクで毎年聖霊降臨祭にズデーテン＝ドイツ人大会を開催している。同大会はバイエルン州政府の支援を受け、バイエルン首相ホルスト・ゼーホーファー（CSU）、労働・社会秩序・家族・女性大臣クリスティーネ・ハーデルトハウアー（CSU）、バイエルンの司教たちも臨席し、州の公式行事のような有様であった。ベルリンの連邦政府からも連邦内務省政務次官クリストフ・ベルクナーが祝辞を持参し、会場にはSPDのブースもあった。広大なホールには、民俗衣装を着た人々がズデーテン各地域の旗を掲げて入場してきた。その模様はバイエルンではテレビで一部放送され、幹部のインタヴューも流れた。五〇代ほどのある男性参加者によれば、昔は今以上に多くの人を集め、領土恢復の要求なども提起されたが、最近では追放を体験した世代も減り、より平和友好的な雰囲気になっている、ただ参加者は、故郷を追放された痛みを分かって欲しいと思っているのだという。

ズデーテン＝ドイツ人大会で印象的だったのは、欧州統合への期待が盛んに語られていたことだった。いまのドイツで欧州統合を謳歌するのは日常茶飯事だとはいえ、ナショナリズム団体でそれが聞かれるというのは、一般には意外に思われることだろう。大会では、冷戦終焉やEU東方拡大でドイツ人難民もかつての故郷を訪問できるようになり、チェキア系現住民との交流も進んでいるとして、その映像が流された。筆者はこうした光景を見て、ドイツ難民運動と欧州統合との関係を問うという課題設定を思いついた。

ここで筆者はクリスティーネ・マリア・チャヤという婦人に出会った。ブラント新東方政策の雄弁な批判者だった被追放民同盟議長、西独政治家ヘルベルト・チャヤの娘である。[7] チャヤの著作には一九六〇年代以降の発言が掲載されているが、そこには欧州統合の話題が多く含まれている。そこで本論では、このチャヤやその後継者の軌跡を辿り、ドイツ難民運動が欧州アイデンティティを論拠としていかに用いたかを見ていくことにする。[8]

2　エステルライヒ領シュレージエンからの出発

一九一四年一一月五日、ヘルベルト・チャヤはエステルライヒ領シ

ュレージエン（正式名称は「オーバー・ニーダーシュレージエン公国」で、首都はトロッパウ）の一都市テッシェン（ポーランド語でチェシン、チェキア語でチェスキー・チェシーン）で生まれた。チャヤ家は、家名はポーランド風だが、ドイツ系カトリックという自己認識を有していた。父アルベルト・クレメンス・チャヤはスコチャウ（ポーランド語でスコチュフ、チェキア語でスコチョフ）で公証人をしており、事務所ではドイツ語、ポーランド語、チェキア語を用い、印鑑も三言語だった。アルベルトは一九三二年に失明のため失職し、家族は困窮することになる。母アロイジアは旧姓をスメカルという。第一次世界戦争後にポーランド・チェコスロヴァキア戦争が勃発すると、旧墺領シュレージエンは両国で分割されることとなった。チャヤ家は墺国籍を喪失し、民族帰属はドイツ人、国籍はポーランドとなった。ポーランドやチェコスロヴァキアでは、ドイツ系少数派の権利は脅かされていたが、父アルベルトはスコチャウで全住民の四分の一を占めるドイツ系住民の代表者を務めた。[9]

チャヤは故郷で、ポーランド政府とドイツ系少数派との対立を目の当たりにした。彼はスコチャウのドイツ系小学校に通学後、ビーリツの国立ドイツ系ギムナジウムに通学した。この学校は、東シュレージエンで唯一のドイツ語系学校で、ポーランド語は第一外語として扱われていた。チャヤによれば、そこではカトリック、プロテスタント、ユダヤ教徒が共存し、ドイツ人の校長は国民社会主義ドイツ労働者党（ＮＳＤＡＰ）の批判者だった。ただこの学校は、政府のポーランド化政策に晒されていた。チャヤは一九三三年、この学校で大学入学資格を独波両言語で取得した。[10]

一九三三年から一九三七年まで、チャヤはポーランド領のクラクフ・ヤゲウォ大学でドイツ学、歴史学、哲学を学んだ。当初の研究課題はアルベルトゥス・マグヌス及びトマス・アクィナスだったが、ポーランドにおけるドイツ系住民保護を意識していたチャヤは、教育学部で地元文筆家を扱った論文「パウル・ラマチュ・フォン・ヴァルネミュンデ――テッシェン地区シュレージエンの文学史に関する論考」を書き、修士号及び教員国家免許を取得した。彼はこの頃、「ドイツ・キリスト教人民党」（ドイツ・カトリック人民党の後身）に参加し、キリスト教保守派の立場からＮＳＤＡＰに反対し、身分制・職能制国家を志向した。[11]

一九三七年から一九三八年まで、チャヤはヴィーン大学で博士論文の準備をした。彼は、折りからの独波文化交流の枠内で、ベルリン大学に通学することも考えたが、ＮＳＤＡＰ関係団体の推薦がないため拒否された。彼はヴィーンでカトリック系学術サークル「ロゴス」に、また非ＮＳＤＡＰ系のドイツ系少数派支援団体「欧州の国民的充足のためのドイツ連盟ヴィーン支部」に参加した。だが一九三八年の独墺合邦で両団体とも解散となり、彼は一九三九年五月二日、帰還したクラクフ大学で博士号を取得した（論題「シュテファン・ゲオルゲの自律的人間のための闘い」）。博士号指導教官はポーランド人ドイツ学者のアダム・クレチコフスキ教授である。のち彼は、ガリツィアのギムナジウムで教師をしたり、クラクフ大学で助手（ドイツ学）をしたりして、教授資格論文の準備に入った。[12]

だが一九三九年九月、大ドイツ帝国及びソヴィエト連邦はポーランドを分割占領し、チャヤの居住地は前者に編入された。大学は閉鎖され、教官たちは逮捕された。一九四〇年、チャヤはザコパネのドイツ系ギムナジウムの補助教員となり、更に一九四一年にプシェミシルに転任となる。ところがここで、彼は一九四一年頃ポーランド人、ユダヤ人の救

済を図ったと告発され、叛逆罪の嫌疑で収監された。彼は叛逆罪になるのを回避するために国防軍への志願を余儀なくされ、一九四二年から一九四五年まで東部戦線に出征するが、重傷を負って右目を喪失した。一九四五年、彼はハルツ地方の野戦病院にいるところを米軍の俘虜となり、米俘虜収容所に収監された[13]。

一九四五年秋、チャヤはシュレージエンに戻ったが、そこで直面したのは、ドイツの侵攻・占領を経て一層激しさを増したポーランド人によるドイツ系少数派住民への攻撃であった。チャヤはクラクフ大学でクレチコフスキ教授により後任に指名されたが、教授就任のためにはポーランド国籍を選択するとの宣言が形式上必要で、チャヤはこれを拒否した。一九四六年、チャヤはシュトゥットガルトへの移住を余儀なくされた。この時、両親は現地に留まったが、間もなく母はドイツ人としてテッシェンで拘禁され、釈放後スコチャウで死去した。父もスコチャウで死去した[14]。

3　米ソ冷戦の時代
——欧州の名におけるドイツ難民運動の攻勢——

ドイツ東部の喪失は、残部ドイツの東西分断と同じく、米ソ冷戦の産物である。ソヴィエト連邦及びポーランド親ソ政府（ルブリン政府）は、ドイツ東部を分割占領した。ポーランドがドイツ東部を獲得したのは、ポーランドがカーゾン線以東の広大な領土をソヴィエトに割譲するのに伴う補償のためだった。米英は、オーデル川までのポーランドの西漸には同意したが、予想される強制移住者が多くなることを理由に、ナイセ川までの西漸には難色を示した。ソヴィエト軍の侵攻に際し、戦火を避けるドイツ人避難民が発生し、戦闘終結で彼らの一部は帰郷しようとしたが、占領するソヴィエト軍兵士やポーランド人によるドイツ系住民への迫害あるいは強制移住措置によって、（再び）故郷を離れてドイツ中部・西部を目指す難民が発生した。米英はその後も、オーデル＝ナイセ線が暫定国境であることを繰り返し主張し、その改定論を提起した。冷戦が激化する中で、ソヴィエト、ポーランドによる「行政」（administration）は既成事実化し、事実上の領有になっていった[15]。

故郷を追われた数百万のドイツ人難民には多数の死者が出たが、生き残った者は残部ドイツに辿りついた。残部ドイツの住民は難民支援に乗り出したが、難民側には自分たちは先住民から冷遇されているという「冷たい故郷」論が絶えなかった。ソヴィエト占領地区、のちのドイツ民主共和国では、ドイツ人難民問題を公に取り上げることが禁止され、ドイツ人難民は組織化が許されなかった。当初は「移住者」（Umsiedler）という（事務的な）表現が導入されたが、やがてこれも使用が停止された[16]。米英仏占領地区でも当初ドイツ人難民の組織化が公式には禁止され、一九四六年一月一日には米軍が「被追放民」（Vertriebene）という言葉の使用をも可能な限り回避するよう指示を出していたが、ドイツ連邦共和国成立後の一九五〇年に指示が解除され、難民の組織化が本格化した。一九五〇年八月五日、難民諸団体がバート・カンシュタットで一堂に会し、「ドイツ人故郷被追放民の憲章」（Charta der deutschen Heimatvertriebenen：以下「被追放民憲章」）を採択した。一九五二年には「負担調整法」が、一九五三年には「連邦被追放民法」（Bundesvertriebenengesetz）が成立した。一九五七年、「同郷団連盟」（Verband der Landsmannschaften）と「ドイツ被追放民同盟」（Bund der Vertriebenen Deutschen）とが合併して、今日の「被追放民同

盟」（Bund der Vertriebenen）が誕生した。当時は難民支援に連邦議会の全政党が賛同し、エーリヒ・オレンハウアー、ヴィリー・ブラント、ヘルベルト・ヴェーナーなどＳＰＤ指導者も支援者に名を連ねていた。[17]

ドイツ難民運動は当初から欧州統合を訴えていた。「被追放民憲章」第二条曰く「諸民族が恐怖や強制なく生きられるような統一された欧州の創設に向けられたあらゆる出発を、我々は全力で支援する」。[18] ドイツ難民運動、欧州統合運動、カトリック教会は、資本主義＝自由主義圏から社会主義圏の人権侵害を告発し、輝ける「欧州」、「西洋」の錦旗の下に、（西欧に中心を置く）統一勢力圏の構築を目指すという反東方・反共の目標に関しては、連帯することができたのである。

社会主義圏がドイツ難民運動や欧州統合運動に否定的評価を下したのは当然だった。東独「ドイツ現代史研究所」の資料集『西独における同郷団の報復主義――帝国主義的支配体制におけるその歴史及び役割について』はドイツ人難民運動について、ＮＳＤＡＰや大貴族の残党が「教権主義」勢力、ＣＤＵ／ＣＳＵ、「反ヒトラー連合」から「離反」した「アングロ＝アメリカ人」ら西欧勢力と結託した、「西独帝国主義」、「西独報復主義」、「反共主義」の表現だとしている。社会主義圏では、「罪責」云々の道徳論ではなく、「ドイツ帝国主義」の東方への「膨張の衝動」への「領土的予防措置」として、オーデル・ナイセ国境が肯定されたのである。そこでは西独の西欧統合政策も帝国主義政策の一種として解釈され、「独仏友好」、「欧州的共通性」へのドイツ難民運動の支持が警戒されていた。[19]

さてシュトゥットガルトで第二の人生を始めたチャヤは、一九四六年にギムナジウム教師になると同時に、難民代表として政治活動を始め、住宅供給問題で活躍した。彼はまずユンゲ・ウニオンに加入し、一九四七年にＣＤＵ党員となった（だがドイツ人難民を糾合した政党「故郷被追放者・権利被剥奪者同盟」（ＢＨＥ）への勧誘は断り続けた）。同年から一九五三年まで、彼は難民代表枠でシュトゥットガルト市議会議員（ＣＤＵ）を務めた。彼はまた、ＣＤＵ内被追放民連盟及びシュトゥットガルト・オーバーシュレージエン人同郷団の創設に従事した。そして一九五三年、彼はギムナジウム教師を辞めてドイツ連邦議会議員（ＣＤＵ）となり、一九九〇年まで務めた。[20]

チャヤはカトリック運動家としても活動した。彼はシュトゥットガルトで文筆家イダ・フリーデリケ・ゲレスの講演を聴いた。この人物は、汎欧州運動の指導者リヒャルト・クーデンホーフ＝カレルギ伯爵の実妹（青山光子の第六子）である。この講演を機に、チャヤが欧州統合思想に触れた可能性もある。一九四八年、チャヤはシュトゥットガルト出身のエーファ＝マリア・ラインハルトと結婚したが、義父は元中央党活動家で、ゲルデラー派の反ＮＳＤＡＰ抵抗家であった。一九六七年一一月には、チャヤはカトリック信徒中央委員会に選出され、二〇年間属した。[21]

連邦議会議員チャヤはミュンスター補佐司教（のち同司教）ハインリヒ・テンフムベルクの要請で、一九六八年に講演「我々の中欧の隣人たちとの関係」を行った。場所はヴィルヘルム・ベーラー館（首都ボン）で、議員や高級官僚が集まった。この講演は、翌年に小冊子『東欧との調整――一つの欧州平和秩序の試み』として刊行されている。チャヤが被追放民同盟議長になる以前の考えを述べたこの講演は、自国民への愛と共通善の追求とを両立させ、イレデンティズムの連鎖を止めようとする、思弁的な性格の強いものだった。[22]

チャヤは難民運動の定石に則り、「故郷への権利」を主張した。つま

り「欧州人権条約」、「世界人権宣言」などを援用しつつ、彼は何人も自分の故郷を追われない権利があるとする。国境は国家間の条約で変更できても、そこに住んでいる人まで追い払うということは許されないというのである。チャヤが「追放」を「不正」と断ずるのは、この「故郷への権利」論に立脚してのことである。

チャヤは、過剰で不健康なナショナリズムは一八世紀末からのものだとし、国民国家原則によるだけでは問題が解決しないとして、複数民族が混住する周辺地域を「欧州化」、「国際化」し、欧州統一の司法手続で民族紛争の解決を進めるべきだとした。「欧州化」とは、個々の国民国家の管理から切り離し、超国家的な管理を目指すということらしいが、制度的なしくみは未定だった。チャヤはまた、ヘルベルト・ヴェーナー（ＳＰＤ）が提唱し、ライナー・バルツェル（ＣＤＵ）も支持した「欧州民族集団権」論を支持し、国籍に拘らず民族集団には自決権を与えるべきだと主張した。つまりチャヤの議論では、自決の権利は個人及び民族が有するということになっている。

チャヤは、「欧州」という枠組で諸民族が団結するべきだとした。彼は「欧州」を「連邦制的」構造、「補完性原則」という観点から捉え、個々の民族を「自然法」が上から支配するというイメージを懐いていた。彼は、欧州諸国民の団結を強めるべきとし、共同の外交・軍事政策をも提案していた。これは（特に再統一した）ドイツが周辺国の脅威と認識されないためで、東方政策も西欧共通で攻撃的でないものを遂行すべきと提案していた。

チャヤは、主にドイツと東中欧諸国（ポーランドやチェコスロヴァキアを想定しているものと思われる）との和解を考えた。彼は、通商・財政支援・文化交流・技術支援・人権意識強化により、東中欧諸国との対立状況を好転できると考えた。これはエゴン・バールが東西ドイツ関係について述べた「接近による変化」に類する発想なのかもしれない。チャヤは元ポーランド国籍者として、ポーランド社会主義体制下のカトリック教会の行方を憂慮し、一九五九年にケーニヒシュタインで、また一九六四年にミュンスターで、カトリック信徒中央委員会の人々を前に、この件に関する講演を行っている。[23] なおチャヤは、ドイツが西スラヴの隣国と連帯してロシヤに対峙するという構図を想定しているが、ソヴィエトと対決するつもりではなく、その東欧支配が続くという前提で実現可能なことを構想するという方針だった。

チャヤは、ドイツ側の犯した政治的過ちを認めるが、自分たちが受けた「不正」の強調に関心が偏っていたことは否めない。チャヤは、第二次世界大戦の残虐性のあとで、ドイツ人は隣国に政治的義務があるとはするが、道義的責任があるとは見ない。責任論に関しては、チャヤは個人の「個別罪責」を問う立場であり、ドイツ民族の「集団罪責」という発想は否定した。ということは、先行するドイツＮＳ体制の不正が、ドイツ人難民追放の不正を相殺する、ホロコーストの罰として、追放と東西分断が課されたという類の議論も否定することになる。追放されたドイツ東部の住民が、ドイツ人の中で特別にＮＳ体制に責任があった訳ではないからである。諸悪の根源をドイツが生んだとし、しかもそれをドイツ人全員が将来に亙って負うとする「過去の克服」の立場からすれば、自民族への愛を捨てないチャヤの「不正」論は、自己批判が足りないと言われる可能性は十分あった。

4　緊張緩和の時代
――「脱連帯化」によるドイツ難民運動の孤立――

ヴィリー・ブラント政権（ＳＰＤ・ＦＤＰ）の新東方政策は、日本の中華人民共和国との国交樹立と同じく、米ソ緊張緩和の産物である。アメリカ主導の自由主義陣営に与した日本やドイツ連邦共和国には、アメリカが決めた社会主義圏との融和の流れに従う他はなかった。米ソ緊張緩和とは二つの側面を持つ現象である。一方でそれは、地球を破滅させられるほどの核兵器を保有する自由主義・社会主義両陣営が、人類の生存という共通の利益を見据えて平和共存を図る試みであった。他方でそれは、両陣営の共存を優先する余り、それまで指摘し合っていた互いの問題点について沈黙することでもあった。緊張緩和の政策が、多数者の平和共存のために、抑圧された少数者を見捨てたという面は否定できない。東欧諸国での人権侵害を厳しく批判してきた西欧諸国は、緊張緩和に伴い、声高な批判を控えるようになった。西欧の進歩派言論人にも、容共的な態度が目立ってきた。彼らは教条的にでなくとも、マルクス主義から刺戟を得て、保守派の社会主義批判に目を光らせた。同じ頃激化していた学生運動は、ソヴィエト連邦や東欧諸国の現状を肯定する意向ではなかったものの、マルクス主義の自己流解釈に依拠し、「アメリカ帝国主義」と戦うヴェトナム、中華人民共和国、北朝鮮を理想化した。ＮＳＤＡＰとボリシェヴィキとの共通性を指摘する「全体主義」論は、不都合な歴史認識として否定され、マルクス主義とファシズム、国民社会主義との共通性を指摘することが不道徳だとして禁忌となった。

ブラント新東方政策の進展で、主要政党から切り捨てられたのが、ドイツ難民運動である。一九三七年の国境恢復というドイツ難民運動の要求は、米英仏の宣言に依拠したものだったが、頼みのアメリカがソヴィエトとの平和共存を優先する中で、運動は立つ瀬を失った。ドイツとＮＳ体制とを同視するヴァンシッタート主義を非難し、ドイツの領土分断を恐れ、エステルライヒの帰属をも住民投票次第と考えていたブラントは、（西）ベルリン市長時代にもなお「シュレージエン人大会」（一九六一年）で、宰相アデナウアーを差し置いてその青年団の先頭で行進し、一九六三年には「裏切りとしての断念」という文句を含むＳＰＤの難民運動への挨拶に署名していたが、一九六八年のＳＰＤニュルンベルク党大会で転換演説を行って、オーデル・ナイセ国境承認を党の方針にした[24]。ブラントがワルシャワのゲットー蜂起記念碑前で行った土下座は、ドイツ人集団罪責論を再燃させ、ドイツ人を「過去」を反省している善人と反省していない悪人とで区別するという思考法を普及させた。これまで難民運動を支援してきた主要政党は、徐々に援助を渋るようになった。いわゆる「脱連帯化」（Entsolidarisierung）の潮流である[25]。ドイツ難民運動は、ドイツの「過去」を反省しておらず、自分たちの被害ばかりを強調し、東部領土喪失を受け入れない勢力として、逆に攻撃の対象となった。雑誌『シュピーゲル』では、「職業的被追放者」（Berufs-Vertriebene）、つまり被追放者であることを飯のタネにするいかがわしい連中という表現が、被追放民同盟幹部を揶揄する言葉として用いられるようになった（他にも「職業的シュレージエン人」、「職業的難民」などの表現も登場した[26]）。彼らの話題が西独の公共の記憶から押し出される現象、いわば「被追放民の追放」（Vertreibung der Vertriebenen）が、「ベルリンの壁」構築（一九六一年）の頃から言論界で始まった。当時はまだ忘却に対抗する難民運動側の活動もあり、各政党もそれを支持していたが、一九六九年の政権交代で「被追放民の追放」は本格化

した。連邦大統領を選出する「連邦集会」（Bundesversammlung）はベルリンの「東プロイセン・ホール」で開かれるのが通例だったが、それも一九六九年で終わりとなった。[27]

もともと各党派にいた難民運動の活動家は、新東方政策を契機にCDU／CSUに集まっていき、一部は急進右派の国民民主党（NPD）にも流れ、ここでドイツ難民運動は保守派の策動だという印象が固定化した。当時の被追放民同盟議長ラインホルト・レース（一九〇一年―一九七一年：東プロイセン出身）は、SPDの連邦議会議員だったが、一九六九年にCDUに鞍替えした。被追放民同盟副議長ヘルベルト・フプカ（シュレージエン出身）、ハインツ・シュムーデ（シュレージエン出身）、ハンス＝ユルゲン・ヴィシュネフスキ（東プロイセン出身）などの幹部も、SPDからCDU、CSUに移った。[28] 同年九月二八日の連邦議会選挙に際しては、被追放民同盟は「承認政党」（東独やオーデル・ナイセ国境を承認し、ドイツ人難民問題を解決済みとする政党）の過半数獲得を阻止しようと、候補者を審査する活動を展開した。[29] だがこの選挙では、CDUが第一党を維持したにも拘らず、第二党のSPD、第三党のFDPが突如連合してブラント政権を形成し、新東方政策に本腰を入れるようになる。党の移籍に伴いシュレスヴィヒ＝ホルシュタインからニーダーザクセンに選挙区を変えたレースは、この連邦議会選挙で落選し、被追放民同盟は未曾有の危機を迎えた。レースは、教皇パウルス六世が旧ドイツ領のカトリック司教区を完全に手中に入れようとするポーランド・カトリック教会に加担するのを防ぐために、アメリカで活躍するドイツ人貴族のフラリー・ブロンベルク男爵をヴァティカンに派遣することにしていた。レースは連邦議会選挙での落選に伴い、被追放民同盟議長としても引退することになった。後任には当初CDUの新人連邦議会議員だったフィリップ・フォン・ビスマルク（ヒンターポンメルン出身でハノーファー在住の実業家）が噂になったが、結局就任したのはCDUの古株連邦議会議員で、それまで負担調整・住居問題の専門家として知られていたチャヤであった。チャヤの選出に際して、雑誌『シュピーゲル』は彼が提唱する民族混住地域の欧州化構想を、「中間領域」（Zwischenreich）構想と呼んで紹介した。[30]

チャヤは一九七〇年に被追放民同盟議長に就任すると、新東方政策批判の急先鋒として脚光を浴びた。彼は同盟の連邦集会で、同盟にはオーデル＝ナイセ国境への拒否権があるとした。同国境問題は、直接影響を蒙る被追放民の意向を無視しては決められないのであり、ブラントの率いる社会自由政権には、いま最終的なことを確定する「政治的権限」がないというのである。[31] 因みにチャヤの故郷である旧墺領シュレージエンは、一九三七年の時点で既にドイツ領土外だったために、ドイツに返還される見込みのない地域であり、その意味でチャヤ個人はもう利害関係者ではなかったとも言える。チャヤは議長就任後、『シュピーゲル』のインタヴューに答えた。ここで彼は、大量追放の合法化と難民の人権無視とに反対し、オーデル＝ナイセ国境の承認阻止にあらゆる手を盡す、調印しても批准やそれに伴う基本法改正を阻止すると述べた。彼は、自分たちが急進学生運動家の「議会外反対派」（APO）に準えられることを嫌いつつも、西独のあらゆる法的手段を用い、欧州共同体や連合国（UN）への提訴も考えるとした。チャヤは、同国境承認はヒトラー・スターリンの密約で決まったポーランド東部国境の画定（旧ポーランド東部領の抛棄）にも事実上連動するので、ポーランド民族のためにも西独はそれを承認するべきではないと主張した。[32] このインタヴューを契機に、チャヤは『シュピーゲル』誌上で頑迷な被追放民同盟の代表

者として、「夢想家」（Phantast）などと呼ばれて批判されることになった。[33]

だがブラント政権はポーランドとの条約交渉を進めていった。ＣＤＵはこの事態に困惑し、党首ライナー・バルツェルはこの件に関する党の決定を先延ばしにしようとしたが、ＣＳＵの指導的政治家カール・テオドル・フォン・ウント・ツー・グッテンベルク男爵やＣＤＵのチャヤは即刻拒否するべきだと息巻いた。[34] 一九七〇年一二月七日、西独がオーデル＝ナイセ線を独波両国の境界線と事実上認めたワルシャワ条約が調印された。ブラントに対する建設的不信任の試みも失敗し、被追放民同盟も効果的な反抗が出来ないまま、ワルシャワ条約は一九七二年五月二七日に批准された。[35] 更に難民運動の「東方ドイツ青年団」（Deutsche Jugend des Ostens）が、ＳＰＤ系「社会主義青年団」の批判で「連邦青年団連盟」から排除される虞が生じたので、一九七四年に「ＤＪＯ―欧州ドイツ青年団」と改称し、東方色を薄め欧州色を強めることにした。[36]

被追放民同盟はドイツ人難民の全てに支持されていた訳ではなかった。ダンツィヒ出身だった作家ギュンター・グラスは、ブラントを熱烈に支持してオーデル＝ナイセ国境を承認し、旧ドイツ東部の文化財を中立的な財団によって管理するべきだとした。[37] 東プロイセン出身で、ハンブルクの週間新聞『ツァイト』の編集人だったマリオン・デーンホフ伯爵令嬢は、難民の逃避行や残留者への暴力を赤裸々に描き、名門貴族出身であることを誇りつつも、西独政府がドイツの地を断念したのではなく、ヒトラーがプロイセン七〇〇年の歴史を葬ったのだとして、新東方政策支持の論陣を張った。[38]『シュピーゲル』の企画したドイツ難民へのアンケートでは、オーデル＝ナイセ国境を承認する者が五〇％となり、反対は四八％に留まった。[39]

とはいえ緊張緩和もまた冷戦の一局面であった。バールの「接近による変化」構想も、自由主義圏の正当性を前提とし、社会主義圏を対等のパートナーとは見ない「上から目線」の政策である。その後も西独は東独を最後まで主権国家として認めず、東独問題をドイツ内問題として扱い、外務庁ではなく連邦宰相府の管轄事項とし、東ベルリンに「大使館」ではなく「常設代表部」を置いた。一九八〇年代になると、資本主義＝自由主義圏では新自由主義経済政策が広まり、社会主義圏の経済的劣勢が明らかになって、冷戦終焉の機運が生まれてきた。

一九八二年にヘルムート・コール政権（ＣＤＵ／ＣＳＵ・ＦＤＰ）が誕生したが、ブラント新東方政策から一〇年以上も経て、もはやオーデル＝ナイセ国境承認の既成事実を撤回することが出来なかった。ＣＤＵ／ＣＳＵの中にも難民運動から距離を置く政治家が出始める。一九八五年五月八日、連邦大統領リヒャルト・カール・フォン・ヴァイツゼッカー男爵（ＣＤＵ）は、終戦四〇周年の講演「荒野の四十年」で、オーデル・ナイセ国境容認の必要性を示唆した。ヴァイツゼッカーは、難民たちが武力での報復を抛棄したことを評価しつつも、ドイツの侵略による被害を強調し、旧東部領土ではもはやドイツ人よりポーランド人の墓が多くなっている、ポーランド人も西方への移動を強いられたのだとし、現地に住みついたポーランド人の安全を約束することが必要だと説いた。それはつまり、欧州平和のためには被追放民同盟の自己主張は棚上げしなければならないという考え方である。[40] そのヴァイツゼッカーに、チャヤは一九八九年一月一九日に書簡を送っている。きっかけはポーランド人民共和国首脳の西独訪問だった。チャヤは被追放民同盟議長として、ポーランドが改めてオーデル・ナイセ国境の最終的承認を西独政府に迫っているのに危機感を募らせ、彼らを迎えるヴァイツゼ

ッカー大統領に妥協をしないよう念を押した。[41] 同じ頃チャヤは、バールが「ドイツ問題を持ち出す者は、欧州にとって邪魔である」と述べたのに、連邦議会で不快感を表明した。一九八九年一〇月一二日、チャヤら幹部の署名のある被追放民同盟の「ドイツ政策構想」は欧州統合を改めて標榜し、統一市場や通貨同盟をも提唱した。但し欧州共同体は国家連合であり続けるべきとし、その連邦国家化にはなお距離を置いていた。[42]

「ベルリンの壁」崩壊はドイツ難民運動の立場をますます悪くした。被追放民同盟と良好な関係にあった連邦宰相コールも、ドイツ統一という悲願の実現を前に、もはや実体を失っていた東部領土恢復要求を取り下げざるを得なかった。チャヤらは連邦憲法裁判所に訴え出て、平和条約締結までは一九三七年段階のドイツ領が存続するとの判決（一九七三・七五年）を勝ち取っていたが、[43] 一九九〇年に西独は東独及び戦勝四箇国との間で結ばれた「2＋4条約」でオーデル＝ナイセ国境を最終承認し、また新領土加入について規定した基本法第二三条を削除した。

一九九六年、チャヤはドイツ難民運動を回顧した『最小のドイツに向かって？――被追放民との連帯の不足――五十年の東方政策についての傍注』を刊行し、「そもそもこの問題を扱うことは、もう許されないというのか」と嘆いた。チャヤは一連の「脱連帯化」に憤り、とりわけ同運動に冷淡だった外相ハンス・ディートリヒ・ゲンシャー（FDP）や、同運動への態度を変えた宰相コール、内相ヴォルフガング・ショイブレ（CDU）らを批判した。チャヤは欧州統合を肯定する立場だったが、EUは諸国民国家のまとまりと理解し、ナショナル・アイデンティティの否定とは考えなかった。[44] これに対し、進歩派カトリック知識人・平和学者のオットー＝エルンスト・チェンピールは、一九九六年九月二〇日に『フランクフルター・アルゲマイネ』に掲載されたその書評で、チャヤを「悪事のロビイスト」（ein Lobbyist für eine schlechte Sache）と呼んで危険視した。[45] チャヤは、一九九四年に被追放民同盟議長から名誉議長へと勇退していたが、一九九七年にバート・カンシュタットで心筋梗塞のため死去した。

5　冷戦終焉後の時代
――東方拡大したEUにおけるドイツ難民運動の新展開――

ドイツ再統一はドイツ連邦共和国による東部領土の最終的断念という犠牲の上に実現したが、ドイツ難民運動は損ばかりをした訳ではなかった。東部領土恢復は、既に一九七〇年段階で実現不可能になっており、仮に連邦政府がそれを主張し続けても、事態は余り変わらなかっただろう。冷戦終焉は社会主義の自己崩壊で実現したことから、緊張緩和期から一転して、ドイツ連邦共和国では旧社会主義国について歯に衣を着せない批判が行われるようになった。共存のための遠慮はもはや不要になり、東欧諸国の抱えた問題の一つとして、ドイツ系少数派への抑圧が公然と語られるようになった。ドイツNS体制の諸問題と同時にドイツ系住民の追放が語られるという、「過去の並列化」現象が生まれたのである。EUやNATOが東方に拡大し、プーチンやルカシェンコの独裁が批判を浴びる中で、ドイツの伝統たる「ロシヤの脅威」論が、現代的装いでまた擡頭してきた。「ドイツと東方」という視角は統一ドイツの流行となり、東欧各地におけるドイツ人の生活ももはや単純にNS体制の前史とはされず、中世に遡ってより多角的に論じられるようになった。また「鉄のカーテン」が除去され、東独在住だった難民がドイツ連

邦共和国の難民団体に参加できるようになり、また難民が東欧各地の故郷を容易に再訪できるようになった。旅行会社が企画した懐古趣味的な東方ツアーが、ドイツ系旧住民と現住民との新たな交流を促したという指摘もある。[46] ヴェルナー・コンツェが創始した全一〇巻の叢書『ヨーロッパ東部におけるドイツ史』が中東欧の失われたドイツ人の営みを回顧し、[47] トーマス・ウルバン[48]やカール・シュレーゲル[49]といったドイツ東部専門家も現れた。更に冷戦後、東方各地から現地生活に困難を感じた「ドイツ系」少数派が「アウスジードラー」としてドイツに押し寄せた。一九一三年制定の「ドイツ帝国・領邦国籍法」により、彼らは「民族ドイツ人」だと証明できれば、ドイツ連邦共和国の国籍を取得することが出来た。独特のドイツ語を話す、あるいはもうドイツ語を話せない「ドイツ系」移民をドイツ社会に統合すること、そしてまだ現地に残っている「ドイツ系」住民を支援することが、ドイツ難民運動の新しい関心事となった。[50]

さてチャヤのあと被追放民同盟議長を務めたのは、CSU連邦議会議員のフリッツ・ヴィットマン（一九三三―二〇一八年：ズデーテン出身）で、一九九八年にはCDU連邦議会議員エリカ・シュタインバッハ（一九四三年―：西プロイセン出身）に代わった。一六年間被追放民同盟を率いた議長シュタインバッハは、二〇一四年にCSU連邦議会議員のベルント・ファブリツィウス（ジーベンビュルゲン出身：一九六五年―）に交代して、今日に至っている。因みにシュタインバッハは、ハーナウ出身で「ダンツィヒ＝西プロイセン帝国管区」を占拠した国防軍兵士とブレーメン出身の母との子で、追放時まだ幼児であり、[51] ファブリツィウスはルーマニアのギムナジウムを卒業後にミュンヒェンに移住した「アウスジードラー」で、戦争で追放された経験がなかった。ファブリツィウスはEU東方拡大に伴い、シビウ（独ヘルマンシュタット）郊外に家屋を買って所有しており、故郷に再び根を張った。[52]

シュタインバッハ議長の下で、被追放民同盟は新たな欧州戦略に出た。「鉄のカーテン」が消え、統一ドイツは再び東中欧諸国と向き合うことになった。二〇〇四年には、中欧諸国やバルト三国など、ドイツ人がかつて住んでいた多くの国々がEUに加盟してきた。欧州統合が新局面を迎えたことを踏まえて、被追放民同盟は一九九九年に「反追放センター」（Zentrum gegen Vertreibungen）という新しい構想を打ち出した。これは新首都ベルリンでドイツ人側の被害を表現する施設だが、新東方政策で悪の権化の烙印を押された被追放民同盟が、ドイツ人難民の自己主張をしても幅広い支持は得られないので、欧州難民一般の問題として記憶しようとしたのである（従って「追放」は複数形になっている）。ドイツ人追放を欧州全体の問題にするという発想は、欧州統合の主張と同一ではないが、欧州アイデンティティをドイツ難民運動に活用しようとする点では、一九六〇年代のチャヤの議論と連続した面がある。シュタインバッハは、二〇〇〇年にエストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロヴェニア、ハンガリー、スロヴァキア、ロシヤ、チェキアの大使、そしてポーランド外務大臣ヴワディスワフ・ヴァルトシェフスキに書簡を送って、「反追放センター」への協力を呼びかけた。だがロシヤから強い反対意見が来た以外は、どこからも返事が来なかった。[53]

この「反追放センター」構想は、ドイツ難民運動批判者から見れば、「過去の相対化」の陰謀に他ならなかった。例えば雑誌『シュピーゲル』は、被追放民同盟及び「反追放センター」構想への猛攻撃を行った。特にシュタインバッハ個人に対しては、彼女は本物の難民ではな

い、挑発が人間の形をしている、２＋４条約批准に反対票を投じた、ＥＵへのポーランドやチェキアの加盟に反対したと、激しいバッシングが展開された[54]。

だがこの「反追放センター」構想は、統一後のドイツ社会で少なからぬ支持を得た。新東方政策を支持してチャヤと論争したＳＰＤ政治家ペーター・グロッツ（ベーメン出身）は、いまやシュタインバッハと共に構想の中心人物となった[55]。更にこの構想には、ミュンヒェン大学名誉教授・バイエルン元文相ハンス・マイヤー、現代史研究所前所長・ミュンヒェン大学名誉教授ホルスト・メラー（シュレージエン出身）、ベルリン自由大学名誉教授アルヌルフ・バーリングのような保守派知識人、元エステルライヒ皇太子オットー・フォン・ハプスブルク大公が支持を表明しただけではなく、ＦＤＰ名誉議長オットー・ラムスドルフ伯爵（バルト貴族系）、ユダヤ教ラビのヴァルター・ホモルカ、ハンガリーの作家コンラード・ジェルジ、旧東独人権活動家・プロテスタント牧師ヨアヒム・ガウク、タレントのハラルト・シュミットなど、多様な有名人が推薦人に名を連ねた[56]。しかもガウクは二〇一〇年にＳＰＤ推薦の連邦大統領候補となり、この時は落選したが、二〇一二年の再選挙ではＣＤＵ／ＣＳＵの支持も得て連邦大統領に当選した。この顔触れを見て分かるように、「反追放センター」への支持は党派上も国籍上も広がりを見せている。更に言えば、シュタインバッハは被追放民同盟議長として初の女性、現議長ファブリツィウスは同性愛者であり、同盟の保守的印象を変えようとする人選になっている[57]（尤もシュタインバッハは議長退任後、宰相メルケルの独断専行に抗議するとして二〇一七年にＣＤＵを脱党し、「ドイツのための選択肢」（ＡｆＤ）支持を表明したが[58]）。なお極左テロリストの弁護人を務め、緑の党からＳＰＤへ移って連邦内務大臣となっていたオットー・シリーも、一九九九年にベルリン大聖堂で、左派が長年追放という犯罪行為や難民の苦難から目を背け、難民を報復主義者扱いしてきたと問題視するに至った[59]。但しシリー内相は、二〇〇五年の被追放民同盟大会「故郷の日」で、「反追放センター」構想についてはポーランドやチェキアへの配慮から「政治的に不適当」と語り、被追放民同盟側の野次を浴びてもいる[60]。

結局「反追放センター」構想は実現を見ることになった。「追放と集団殺戮の全ての被害者の連帯」を掲げて、二〇〇〇年九月六日に財団「反追放センター」がヴィースバーデンに発足した（被追放民同盟本部は引き続きボンにある）。二〇〇八年一二月三〇日には第一次メルケル政権（ＣＤＵ／ＣＳＵ・ＳＰＤ）の下で、反追放の「目に見える意思表示をする」ために、連邦立及びベルリン市立「ドイツ歴史博物館」の傘下に、財団「逃亡・追放・和解」がベルリンで発足し、広報活動を開始した。これは、ＮＳ体制下の強制労働者への補償のために、シュレーダー政権（ＳＰＤ・緑）下で一九九九年に設立された財団「記憶・責任・未来」を連想させる名前である。財団「逃亡・追放・和解」は連邦政府の文化大臣の予算で運営され、理事会には連邦議会（四人）、連邦政府（三人）、カトリック教会、プロテスタント教会、ユダヤ人中央評議会（二人ずつ）と並び、被追放民同盟（六人）からも代表者が出されている[61]。同財団は移動展示会を行ってきたが、二〇二一年夏には同財団が運営する「ドキュメントセンター逃亡・追放・和解」がベルリン・ポツダム広場付近の「ドイツ館」に開館予定となっている（その後、二〇二一年六月二三日に一般開館）。その展示構想では、明らかにドイツ人難民問題が第一に置かれている。ＮＳＤＡＰ政権の膨張・絶滅政策に関するドイツ側の責任が明記されているとはいえ、連邦政府がここで被害者と

してのドイツ人に共感を表明していることは見逃せない。ドイツ人難民問題を補完する形で欧州の難民問題も取り上げられているが、そのなかにはセルビアやギリシアのキリスト教徒によるイスラム教徒の追放、トルコ・ギリシア間の「暴力を伴った「住民交換」」への言及とともに、アルメニア人大量虐殺のようにトルコのEU加盟批判の論拠となっているもの、ソヴィエト連邦の富農・神品・（ドイツ人を含む）少数民族迫害のような「全体主義」論の論拠となってきたものもある。[62] ドキュメントセンターが「過去の克服」の精神のみならず、もっと様々な政治的思惑を帯びていることは明らかだろう。財団構想の序文は、ボン基本法第一条の引用で終わっている――「人間の尊厳は不可侵である」。[63]

6　総括

欧州統合は、ソヴィエト連邦の脅威に対抗し、没落する欧州を再浮上させるという意味では、社会主義圏となった東欧の故郷を追われたドイツ人難民の運動と連携し得る企画であった。社会主義圏から見れば、EEC／ECも、NATOも、ドイツNS体制も、ドイツ難民運動も、同じ「反共主義」、「帝国主義」の運動に見えた。この時期にチャヤは、国民国家を否定はしないまでも、その原理だけでは紛争が収まらないと考え、民族が混住する国境周辺地域を「欧州化」し、紛争解決を欧州規模で解決するという方法を示唆した。

だが緊張緩和が進展するとドイツ難民運動は動揺した。米ソ接近に対応を迫られた西独は、ブラント政権下でオーデル＝ナイセ国境を事実上承認した。彼の新東方政策を支持する勢力は、ドイツ難民運動に欧州平和の攪乱者の烙印を押すことで、これまで支援してきた同運動を切り捨てるという不義理を正当化した。孤立したドイツ難民運動を率いたのが議長となったチャヤで、彼はドイツ・ナショナリズムの権化として批判を浴び、彼の「欧州化」構想は忘却されていった。チャヤらのドイツ難民運動は諸国民国家の連帯としての欧州統合を支持し続けたが、欧州平和と無縁なドイツ中心主義だという批判を避けることができなくなった。

ところが冷戦終焉によってドイツ難民運動は新たな好機を得た。オーデル＝ナイセ国境の最終承認は耐え難い苦痛だったが、社会主義圏の自滅とEU、NATOの東方拡大は、緊張緩和期に禁忌視されていた社会主義体制批判を再び連邦共和国の公認教義に押し上げ、ドイツ難民運動の自己主張を受け入れさせる契機を与えた。首都ベルリンにメルケル政権の後援で、NSDAP政権に関するドイツの責任を明記した上で「ヨーロッパの追放」を非難する博物館が建設されることになり、ドイツ人難民問題もその第一の事例という位置づけで、連邦共和国の公共の記憶のなかに居場所を恢復したのである。

注

（1）坂井榮八郎「ドイツとヨーロッパ」、坂井榮八郎／保坂一夫編『ヨーロッパ＝ドイツへの道――統一ドイツの現状と課題』、東京大学出版会、一九九六年、二一頁。西川長夫／宮島喬編『ヨーロッパ統合と文化・民族問題』、人文書院、一九九五年や平島健司『EUは国家を超えられるか――政治統合のゆくえ』、岩波書店、二〇〇四年など、主権国家克服への期待を前面に押し出した著作は枚挙に暇がない。最近でも臼井陽一郎が、「規範パワー」たろうとするEU諸国の集団意志を称揚している（同「EUによるリベラル国際秩序？」、同編著『変わりゆくEU――永遠平和のプロジェクトの行方』、明石書店、二〇二〇

年）、七‐二七頁。ＥＵ性善説＝国家性悪説や統合指導者の礼讃を批判する遠藤乾も、ＥＵを「多元にして可分な共同体」として擁護し、「方法論的ナショナリズム」を批判している。遠藤はまた、もはや統合の中心から脱落した英仏語圏の立場で考察し、いま統合を牽引するドイツや、東欧への取り組みが弱い。「大文字の「統合（Integration）」は終わった。けれどもどっこいＥＵ（欧州連合）は生きている――」というのは分かりにくい表現だが、いずれにせよ英仏本位の見方で、ドイツ国内の統合推進論を度外視している（遠藤乾『統合の終焉――ＥＵの実像と論理』、岩波書店、二〇一三年）。

（2）中屋宏隆「西ドイツの国際ルール庁（ＩＲＢ）加盟問題――ペータースベルク協定調印交渉過程（１９４９年）の分析を中心に」、『社会経済史学』八二（二〇一六年）、一二八‐一三七頁。

（3）エマニュエル・トッド（堀茂樹訳）『「ドイツ帝国」が世界を破滅させる――日本人への警告』、文藝春秋、二〇一五年、四九頁。

（4）板橋拓己「黒いヨーロッパ――ドイツにおけるキリスト教保守派の「西洋」主義」、遠藤乾／板橋拓己編著『複数のヨーロッパ――欧州統合史のフロンティア』、北海道大学出版会、二〇一一年、八一‐一一六頁（引用は八二頁）。欧州統合の政治力学を見るという点は筆者と板橋との共通項だろうと思う。ただ板橋の援用する遠藤や上原良子との違いも示しておくが、筆者は進歩派を正統、保守派を異端とする立場ではないので、多角的理解は求めるが「正史」や「暗いヨーロッパ」といった表現は用いない（板橋拓己『黒いヨーロッパ――ドイツにおけるキリスト教保守派の「西洋」主義、１９２５～１９６５年』、吉田書店、二〇一六年、一一‐二九頁）。筆者は「黒」については「暗」や「悪」ではなく、単純に保守派を表現する色だと考えている。なお難民支援や反共主義は新東方政策まではＳＰＤも共有しており、ドイツ難民運動が「黒いヨーロッパ」運動だったとは必ずしも言えない。

（5）用語について本論は以下の方針を採る。（一）「難民の地位に関する条約」（一九五一年）は、「難民」（英 refugees ／独 Flüchtlinge）を「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れた」人々と定義しているが、筆者は二〇世紀の欧州各国で幅広く展開された反ドイツ人運動からの逃避者も（戦闘からの避難も含め）これに含まれると考えるので、彼らを一般にドイツ人難民と呼ぶ。（二）Vertriebene は追放されたことに抗議する意味を込めたドイツ人難民の自称である。「被追放民」という直訳は不自然だが甘受する。（三）「引揚者」という日本語は近代日本の海外入植からの帰還者を連想させるが、僅か一・二世代の滞在で戻った日本人と、数百年来の故郷から追放されたドイツ人とでは、経緯に差がありすぎる。

（6）川喜田敦子は、ドイツ難民運動や東方学・東方教育が「ドイツ中心の語り」「国民国家イデオロギー」に固執し、ＮＳ政権の過去を棚上げして自己主張に徹したと批判する。川喜田は同時代の類例を挙げてドイツ難民問題を相対化し、住民交換を「有効な手段として広く認められていた」と擁護するが、この論法は期せずして、歴史家論争でハーバーマスが批判したホロコースト相対化と似ている（同『東欧からのドイツ人の「追放」――二〇世紀の住民移動の歴史のなかで』、白水社、二〇一九年、一四‐一七、一六七‐二三二頁）。これに対し佐藤成基は、ドイツ難民運動の人権論にも言及し、その欧州志向・平和志向に気付いている（同『ナショナル・アイデンティティと領土――戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』、新曜社、二〇〇八年、

九二、一七二、二〇一－二〇二、二二六－二二七頁など)。

(7) チャヤ個人の研究は存在しないが、難民運動研究では主要登場人物の一人である(Manfred Kittel, *Vertreibung der Vertriebenen? Der historische deutsche Osten in der Erinnerungskultur der Bundesrepublik (1961-1982)*, München 2007, S. 20, 36, 67 usw.; 佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土――戦後ドイツの東方国境をめぐる論争』、一六九－一七五、三六五－三六六頁など)。また芦部彰は住居問題専門家としてのチャヤに言及している(同『カトリシズムと戦後西ドイツの社会政策――1950年代におけるキリスト教民主同盟の住宅政策』、山川出版社、二〇一六年、四〇頁)。いずれにしろチャヤの欧州アイデンティティ論は未開拓な分野である。

(8) 本稿は日本政治学会(二〇一五年一〇月一五日千葉大学)で筆者が主宰した分科会「黒いヨーロッパ：欧州統合史の複線的理解のために」での筆者の報告「ドイツ難民同盟とヨーロッパ統合――ヘルベルト・チャヤを中心に」を基にしている。

(9) Christine Maria Czaja, „Kindheit, Schulzeit, Studium und erstes politisches Engagement; Krieg, Vertreibung, Neubeginn in Stuttgart und Wirken als Stadtrat", in: Dies. (Hrsg.), *Herbert Czaja. Anwalt für Menschenrechte*, Bonn 2003, S. 21-23 (und 417). 但しこれは実子の描写であり、後日の再検証が望ましい。

(10) Ch. Czaja, „Kindheit", S. 22-24.

(11) Ch. Czaja, „Kindheit", S. 24-26.

(12) Ch. Czaja, „Kindheit", S. 26-28.

(13) Ch. Czaja, „Kindheit", S. 28-33.

(14) Ch. Czaja, „Kindheit", S. 32-34.

(15) 佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土』、四一－五七頁。

(16) 川喜田敦子「東西ドイツにおける被追放民の統合」、『現代史研究』第四七号(二〇一一年)、一－三頁；同『東欧からのドイツ人の「追放」』、一二－一三頁。

(17) Erika Steinbach, *Die Macht der Erinnerung. Das Zeitdokument*, 2., durchgesehene und ergänzte Aufl., Wien 2011, S. 72-83; *Landsmannschaftlicher Revanchismus in Westdeutschland. Zu seiner Geschichte und Rolle im imperialistischen Herrschaftssystem*, zusammengestellt und eingeleitet von Heinz Sander, Berlin-Ost 1969, S. 26.

(18) http://www.bund-der-vertriebenen.de/charta-der-deutschen-heimatvertriebenen/charta-in-deutsch.html(二〇二〇年二月二日閲覧)

(19) *Landsmannschaftlicher Revanchismus in Westdeutschland*, S. 7-47, 95-115 usw.

(20) Ch. Czaja, „Kindheit", S. 34-47.

(21) Ch. Czaja, „Kindheit", S. 34-35; Felix Raabe, „Ein Mann der katholischen Laienarbeit", in: Christine Maria Czaja (Hrsg.), *Herbert Czaja*, S. 153-171.

(22) Herbert Czaja, *Ausgleich mit Osteuropa. Versuch einer europäischen Friedensordnung*, Stuttgart 1969, S. 1-8.

(23) Ch. Czaja, „Kindheit", S. 158.

(24) Willy Brandt, *Berliner Ausgabe, Bd. 2: Zwei Vaterländer*, Bonn 2000, S. 75, 115-153, 176 f.; Kittel, *Vertreibung der Vertriebenen*, S. 171.

(25) Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 88.

(26) *Der Spiegel*, Nr. 28, 7. Juli 1969, S. 48; Ebenda, Nr. 6, 4. Februar 1985, S. 90-92; Ebenda, Nr. 13, 23. März 1970, S. 34 usw.

(27) Kittel, *Vertreibung der Vertriebenen*, S. 169 f. usw.

(28) *Der Spiegel*, Nr. 26, 23. Juni 1969, S. 22, 24; Ebenda, Nr. 24, 8. Juni 1970, S. 25 f.

(29) *Der Spiegel*, Nr. 28, 7. Juli 1969, S. 20.

(30) *Der Spiegel*, Nr. 39, 22. September 1969, S. 49; Ebenda, Nr. 53, 29. Dezember 1969, S. 14; Ebenda, Nr. 3, 12. Januar 1970, S. 16 f.; Ebenda, Nr. 13, 23. März 1970, S. 34.

(31) *Der Spiegel*, Nr. 13, 23. März 1970, S. 34.

(32) *Der Spiegel*, Nr. 19, 4. Mai 1970, S. 30 f.

(33) *Der Spiegel*, Nr. 41, 5. Oktober 1970, S. 50.

(34) *Der Spiegel*, Nr. 49, 30. November 1970, S. 29-31.

(35) *Der Spiegel*, Nr. 9, 21. Februar 1972, S. 29-31.

(36) Kittel, *Vertreibung der Vertriebenen*, S. 173 f.

(37) *Der Spiegel*, Nr. 40, 28. September 1970, S. 115.

(38) Marion Gräfin Dönhoff, *Namen die keiner mehr nennt. Ostpreußen – Menschen und Geschichte*, Düsseldorf 1962; Dies., „Ein Kreuz auf Preußens Grab“, in: *ZeitPunkte* 9/99, S. 53-55.

(39) *Der Spiegel*, Nr. 44, 26. Oktober 1970, S. 124.

(40) https://www.bundespraesident.de/SharedDocs/Reden/DE/Richard-von-Weizsaecker/Reden/1985/05/19850508_Rede.html（二〇二〇年一一月一八日閲覧）（リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー（永井清彦訳）『新版　荒れ野の40年――ヴァイツゼッカー大統領ドイツ終戦40周年記念演説』岩波書店、二〇〇九年、一八-一九頁。）

(41) Brief von Herbert Czaja an Richard von Weizsäcker, 19. Januar 1989, in: Hans Viktor Böttcher (Bearbeiter), *Materialien zu Deutschlandfragen 1988-89*, Bonn 1989, S. 301.

(42) Bundestagsrede von Herbert Czaja, 1. Dezember 1988, in: Böttcher, *Materialien*, S. 55; „Deutschlandspolitisches Konzept“, in: Christine Maria Czaja (Hrsg.), *Herbert Czaja*, S. 236 f.

(43) Oliver Dix, „Trauer um den Anwalt der Vertriebenen“, in: Christine Maria Czaja (Hrsg.), *Herbert Czaja*, S. 191.

(44) Herbert Czaja, *Unterwegs zum kleinsten Deutschland?Mangel an Solidarität mit den Vertriebenen. Marginalien zu 50 Jahren Ostpolitik*, Frankfurt(M) 1996, S. 1, 695-811.

(45) Oliver Dix, „Die Vertriebenenpolitik von Herbert Czaja im Deutschen Bundestag und im Gesamtverband Bund der Vertriebenen“, in: Christine Maria Czaja (Hrsg.), *Herbert Czaja*, S. 117; https://www.faz.net/aktuell/feuilleton/politik/rezension-sachbuch-streitschrift-fuer-das-deutsche-reich-11304730.html?printPagedArticle=true#pageIndex_3（二〇二二年五月二四日閲覧）

(46) 佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土』、二七四-二七五、三〇九頁。

(47) Werner Conze (Gründer), *Deutsche Geschichte im Osten Europas*, 10 Bde., Berlin 1992-1999.

(48) Thomas Urban, *Deutsche in Polen. Geschichte und Gegenwart einer Minderheit*, München 1993.

(49) Karl Schögel, *Berlin. Ostbahnhof Europas. Russen und Deutsche in ihrem Jahrhundert*, Berlin 1998.

(50) Czaja, *Unterwegs*, S. 850-876.

(51) *Der Spiegel Geschichte*, Nr. 1, 25. Januar 2011, S. 122.

(52) *Der Spiegel*, Nr. 36, 29. August 2015, S. 60-62.

(53) Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 100 f.

(54) *Der Spiegel Geschichte*, Nr. 1, 25. Januar 2011, S. 122.

(55) Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 108-112; Dix, „Die Vertriebenenpolitik", S. 75.

(56) http://www.z-g-v.de/zgv/menschen-an-unserer-seite（二〇二〇年一一月一九日閲覧）

(57) *Der Spiegel*, Nr. 30, 21. Juli 2014, S. 29.

(58) https://afdkompakt.de/2017/09/11/erika-steinbach-warum-ich-dieses-mal-die-afd-waehle-rede-vom-6-9-2017（二〇二一年二月四日閲覧）

(59) Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 94 f.

(60) http://www.welt.de/politik/article687346/Pro-und-contra-Vertriebenen-Zentrum.html（二〇二〇年一一月一九日閲覧）

(61) bundesregierung/staatsministerin-fuer-kultur-und-medien/aufarbeitung-und-gedenken/flucht-vertreibung-versoehnung（二〇二〇一一月二五日閲覧）; Steinbach, *Die Macht der Erinnerung*, S. 98-133.

(62) 歴史家論争で「過去の克服」と相容れないと排斥された全体主義論だが、近年の「過去の克服」論では寧ろ肯定的文脈で扱われている（石田勇治／川喜田敦子「序文」、『ナチズム・ホロコーストと戦後ドイツ』、勉誠出版、二〇二〇年、ii頁）。

(63) https://www.flucht-vertreibung-versoehnung.de/de/#about（二〇二〇一一月二五日閲覧）。ドイツ人難民問題について、「ドイツ中心の語り」に否定しつつ、叙述の欧州化を歓迎する反ナショナリズムの立場（川喜田敦子「２００６年夏：ベルリンの二つの「追放」展」、『ドイツ研究』四一号（二〇〇七年）、一五頁）もあり得るが、同盟が新東方政策以前から一貫してドイツ人難民問題の欧州化による一般化戦略を遂行してきたことに注目するのが本論の立場である。

【付記】

本稿は二〇二〇年一一月二六日に、二〇二一年『ゲシヒテ』のために査読に付され、二〇二一年二月一七日には採用が決定していたが、編集部の判断（二〇二一年五月二八日）で一年後の二〇二二年版『ゲシヒテ』に掲載されることになった。このため本稿は、本来であれば抜本的に改訂すべきところだが、校正に与えられた時間に鑑み、字句訂正など微細な変更に留めた。なお本稿には、同時並行して執筆・刊行された拙著『ドイツ・ナショナリズム』（中公新書、二〇二一年）と、内容的に重複している部分がある（二〇二二年五月二四日）。

（こんの はじめ・愛知県立大学教授）